訓　令

○**内閣府訓令第十三号**

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分）に係る記載に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
別表	
担当	職務
［略］	
政策調整担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［1～8　略］ 9　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。 10・11　［略］

改正前	
別表	
担当	職務
［同上］	
政策調整担当	主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［1～8　同上］ ［号を加える。］ 9・10　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和五年六月二十三日から施行する。